

地域包括支援センターの事業評価について

1. 地域包括支援センターの事業評価とは

平成30年度(2018年度)の改正介護保険法において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされました。(介護保険法第115条の46関係)

このため、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定し、市町村は地域包括支援センターの人員体制及び業務の実施状況を把握し、その結果に対する介護保険運営協議会(地域包括支援センター運営協議会)等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を図ります。

2. 評価の対象年度

2020年(令和2年)度

3. 評価の対象事業等

- (1) 組織・運営体制等 ①組織運営体制 ②個人情報の保護
③利用者満足の上
- (2) 個別業務 ①総合相談支援業務②権利擁護業務
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
④地域ケア会議 ⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- (3) 事業者間連携 ①社会保障充実分事業

4. 実施方法

センターによる自己評価

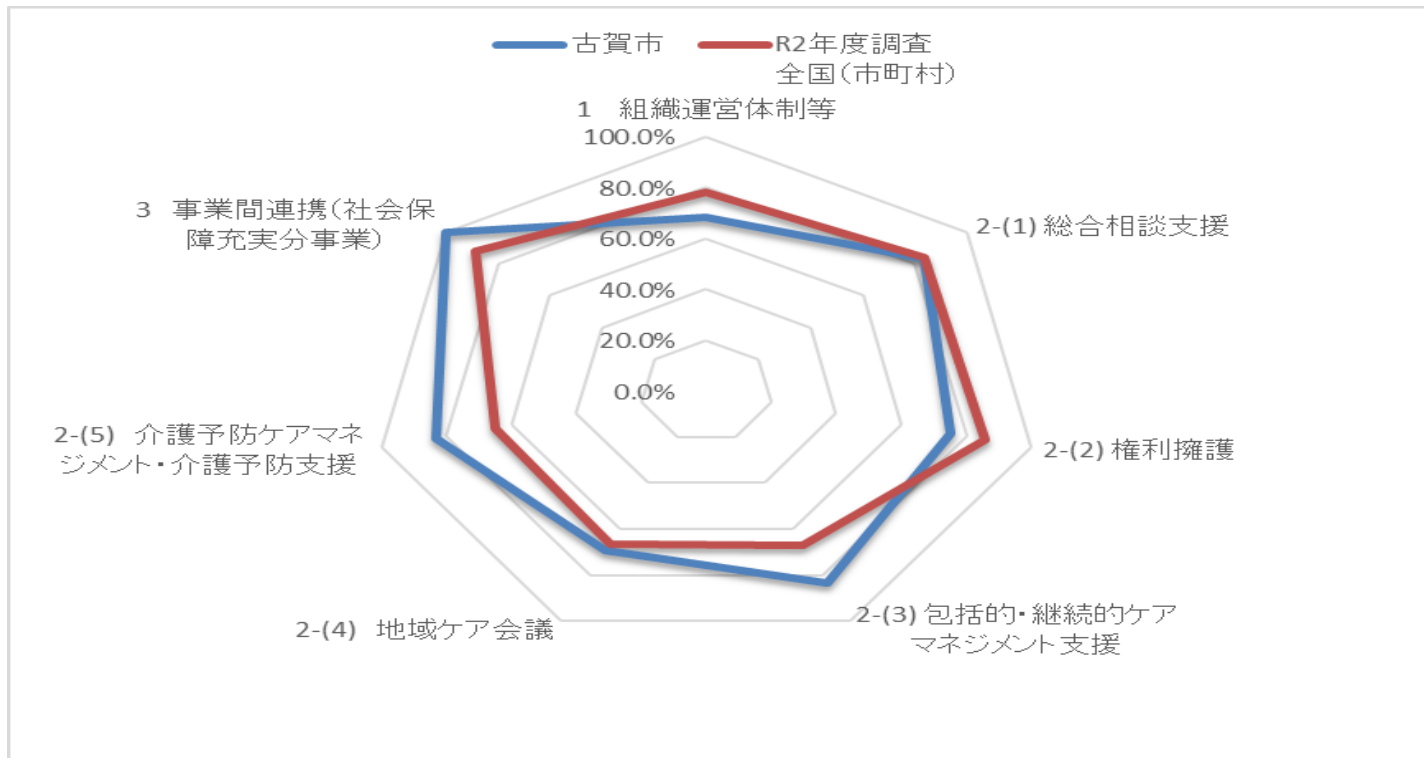
「地域包括支援センター運営状況調査票」を用いて、自己評価を実施。

5. 事業評価結果一覧

レーダーチャートに示されている「7項目」の数値は、「業務チェックシート」にて入力した評価設問の平均値です。

大項目	市町村(古賀市地域包括支援センター)	全国平均(市町村)
1 組織運営体制等	68.4%	78.1%
2-(1) 総合相談支援	83.3%	83.8%
2-(2) 権利擁護	75.0%	85.9%
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	66.9%
2-(4) 地域ケア会議	69.2%	66.8%
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	83.3%	64.8%
3 事業者間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	88.4%

■レーダーチャート



6. 事業評価の総評

(1) 当市の地域包括支援センターの特徴

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「地域ケア会議」「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」に関しては、平均値を上回っている。また、「事業間連携(社会保障充実分事業)」については、在宅医療・介護連携推進事業、認知症初期集中支援チーム員会議、生活支援コーディネータの活動など、関連事業所・多職種と連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点で事業に取り組んでいることが特徴です。

(2) 現状で取組が進んでいない業務とその要因

「組織・運営体制等」については、現在の直営センターの運営上では問題なく対応していますが、個人情報保護や利用者満足向上につながる方針を事務所内で提示していない点が該当せず、平均値を下回っています。

(3) 今後の取組

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における重点項目である「地域支え合い体制の構築」「相談支援の推進」「認知症施策の推進」を中心に取り組みます。